

〔44 釈 文〕利根郡下久屋村欠落人不明届

(安政三年：一八五六)

乍レ恐以ニ書付一御届ケ奉ニ申上一候

一私共組合乙五郎并弟浜太郎、兩人共欠落

仕候ニ付、其段御届ケ奉ニ申上一候処、追々御日限り

尋被ニ 仰付一、猶又去月四日より三十日尋、嚴

敷被ニ 仰付一候ニ付、遠近心当相尋候得共

以レ今行衛相知れ不レ申候、此段乍レ恐御届奉ニ申

上一候、以上

下久屋村

届人

五人組頭

源 七^印

同

組合

吉郎兵衛^印

地方

御役所

右之者御届ケ奉ニ申上一候ニ付、乍レ恐私共奥書

印形仕奉ニ差上一候、以上

名主

勘右衛門

組頭

政右衛門^印

【44読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て御届け申し上げ奉り候

一私共組合乙五郎並び弟浜太郎、兩人共欠落（かけおち）

仕り候に付、其の段御届け申し上げ奉り候処、追々（おいおい）御日限り
尋ね仰せ付けられ、猶又（なおまた）去月四日より三十日尋ね、嚴
敷（きびしく）仰せ付けられ候に付、遠近心当たり相尋ね候えども
今もって行衛（ゆくえ）相知れ申さず候、此の段恐れ乍ら御届け申し
上げ奉り候、以上

下久屋村

届け人

五人組頭

安政三年_辰十月

源 七_印

同

組合

吉郎兵衛_印

地方（じかた）

御役所

右の者御届け申し上げ奉り候に付、恐れ乍ら私共奥書（おくがき）
印形（いんぎょう）仕り差し上げ奉り候、以上

名主

勘右衛門

組頭

政右衛門_印